

令和4年度 安全装置等（後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）導入促進助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。  
期間：令和4年4月1日～令和5年1月末日
3. 助成対象装置 次に掲げる別紙記載の装置で、装着にあたって、道路運送車両の保安基準に抵触しないもの。  
※別紙、助成対象機器一覧を参照。
  - (1) 後方視野確認支援装置
  - (2) 側方視野確認支援装置  
※車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラの装着に限る
  - (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
  - (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（別途、千ト協の「アルコール検知器導入助成」を受けた装置は対象外）  
※安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の導入に限る
4. 申請受付期間 令和4年6月1日～令和5年2月3日午後5時必着  
(全てA4サイズで作成) ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。  
[※] 携帯型アルコール検知器の場合は提出不要
  - (1) 令和4年度安全装置等導入促進助成実績報告書
  - (2) 装着車両一覧表[※]
  - (3) 装置装着証明書[※]
  - (4) 装置単価の記載がある請求書のコピー  
リース・割賦の場合…装置単価の記載がある見積書のコピー
  - (5) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー  
リース・割賦の場合…リース契約書・割賦販売契約書等のコピー  
〔登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等  
登録番号等の記載なし：リース契約書、割賦販売契約書等、借受証・物件受領証等〕
  - (6) 装着車両の車検証のコピー（電子車検証の場合は別途指示する。）[※]
  - (7) Gマーク認定書のコピー（携帯型アルコール検知器の場合のみ添付）
6. 助成金額 対象装置の取得価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2として上限2万円（小数点以下切り捨て）  
※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。

※後方・側方視野確認支援装置

モニター及びカメラ同時購入の場合のみ助成対象とする。但し、後方視野確認支援装置または側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に既設用途以外のカメラを新たに装着した場合は助成対象とする。